

2009年12月24日

国際協力銀行
経営責任者
渡辺博史様

サハリン I 石油・天然ガス開発の貴行の情報公開に関する要請

私たちは、ロシア・サハリンで進行中の石油・天然ガス開発による環境影響、特に、日本へ越境する野生生物やその生物を育む生態系への影響を憂慮し、生物多様性保全のための提言などを行っている市民・研究者のグループです。メンバーの多くは、貴行が2008年6月に融資を決定したサハリン II 石油・天然ガス開発において、「サハリン II フェーズ2 プロジェクトに係る環境関連フォーラム（全13回）」などを通じて、日露渡り鳥保護条約や日本の水産庁や環境省、そして国際自然保護連合（IUCN）が絶滅危惧種に指定する鳥類、海生哺乳類、魚類などの環境情報を貴行に対して積極的に提供し、協議を行って参りました。また、サハリン州政府の監督の下に設置されている Biodiversity Working Group の日本人メンバーである研究者もおります。

現在貴行はサハリン I 石油・天然ガス開発プロジェクトに対する追加融資の検討を行っています。サハリン I の開発エリアは、サハリン II 同様にサハリン北東部に位置することから、日本に越境する野生生物への影響が懸念されますが、貴行が開示している同事業の環境影響評価（EIA）はそのほとんどがロシア語で記されています。このため、ステークホルダーとみなされる日本の市民が十分に検証することができません。

貴行は、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（ガイドライン）」で以下のように述べています。

- 「本行は、借入人等から提供される情報のみならず、相手国政府及びその機関、協調融資を行おうとしている融資機関、ステークホルダーから提供される情報の重要性を認識し、これらも活用してスクリーニング及び環境レビューを行う。」（【第1部】3. 環境社会配慮確認にかかる基本的考え方）
- 「本行は、環境レビュー及びプロジェクトの監理において様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎する。これら関係機関、ステークホルダーからの情報提供が早期に行われることを促進するとともに、環境レビューのアカウンタビリティ及び透明性を確保するため、本行は、環境レビューに関し重要な情報につき、環境レビュー期間中に、プロジェクトの性格に応じた適切な方法により公開する。...以上に規定するほか、第三者に対し、求めに応じて本行は可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。」（5. 本行の環

境社会配慮確認にかかる情報公開)

サハリン II では、貴行は上記のガイドラインの精神に基づく対応として、日本のステークホルダーの意見を聴取し、協議する場を設け、情報公開については事業者から「日本に関連する資料の邦訳」「日本語版のウェブサイトの立ち上げ」「日本国内での関連情報の開示」といったコミットメントを確保しています¹。サハリン I においても、サハリン II と同レベルの透明性を確保した情報公開・環境レビューを行っていただけますよう、以下の 2 点について早急な対応を要請いたします。

1. サハリン I の貴行が入手されている EIA の日本語、もしくは英語での公開
2. 上記 EIA の公開後、検証のための期間を十分に設けること

以上につきまして、1月8日(金)までに貴行のご回答をいただけますようよろしくお願いいたします。

サハリン・ジャパン・ワイルドライフ・ネットワーク

代 表 齊藤慶輔

副代表 竹下信雄

同 長田英己

連絡先：k_saito@cup.ocn.ne.jp(齊藤)

¹ 「第 13 回サハリン II フェーズ 2 プロジェクトに係る環境関連フォーラム」国際協力銀行配布資料